

## 【商 法】

### 〔第1問〕（会社法Ⅰ）

次の文章を読んで、〔設問〕に答えなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は取締役会設置会社である。甲社の取締役はA、B及びCの3名であり、代表取締役はAのみである。
2. Aは、甲社の取締役会（以下「本件取締役会」という。）を適法に招集し、「A所有の不動産を甲社に売却する旨の議案」（以下「本件議案」という。）を提案し、本件議案の内容を詳細に説明した。本件取締役会には、取締役3名全員が出席し、本件議案については、Cが本件不動産の売買価格が市場価格よりも高額であることを理由に反対したが、A及びBが賛成したため可決された（以下「本件決議」という。）。

### 〔設問〕

Cは、Aが本件決議について議決に加わったことには会社法上の問題があると考えており、訴えを提起して、本件決議の効力を争いたい。Cの立場において考えられる主張及びその主張の当否について、論じなさい。

### 〔第2問〕（会社法Ⅱ）

次の文章を読んで、〔設問〕に答えなさい。

1. 乙株式会社（以下「乙社」という。）は、取締役会を設置しない会社であり、その取締役はAのみである。乙社の発行済株式総数は2万株である。乙社は種類株式発行会社ではない。
2. Aは、令和2年6月20日開催の乙社の定時株主総会において、以下の内容の剰余金配当議案（以下「本件議案」という。）を提案したところ、本件議案は賛成多数により承認された（以下、本件議案を承認した株主総会決議を「本件決議」といい、本件決議に基づき実施される剰余金配当を「本件剰余金配当」という。）。本件議案は、「①配当財産の種類は金銭とする。②配当財産の帳簿価額の総額は200万円とする。③令和2年3月31日の株主名簿に記載の株主の有する株式1株につき100円を割り当てる。④本件

剰余金配当の効力を生ずる日は令和2年6月21日とする。」を内容とした。乙社は、同年6月21日、本件決議に基づき、株主Pらに対し、本件剰余金配当を実施した。

3. Aは、令和2年8月初旬、急遽、持病の悪化を理由に乙社の取締役を辞任することとし、臨時株主総会を招集した。同月20日に開催された臨時株主総会において、Bが新たな取締役に選任され、同日、取締役に就任した。

Bが乙社の財務状況を調査したところ、Aが乙社の分配可能額を捻出するために粉飾決算を行っていたこと、及び令和2年6月21日における乙社の分配可能額は100万円しか存在しなかったこと（以下、これらの事実を「本件事実」という。）が判明した。なお、株主Pらは、本件事実を知らなかった。

#### 〔設問〕

乙社は、株主Pら、及び取締役Aに対し、本件剰余金配当に関する会社法上の責任を追及することができるかについて、論じなさい。

- ※ [第1問]、[第2問]は、それぞれ独立した問題であり、解答用紙の記入に際しては、[第1問]、[第2問]と見出しをつけて記入しなさい。